

令和8年度インドにおけるビジネスマッチング支援事業実施要領

1 事業の趣旨・目的

県内ものづくり企業の海外販路開拓をより強力に推進するため、これまで知事トップセールスを実施してきた国や、相手国との強いネットワークを有する国を対象に、海外とのビジネスマッチングにノウハウを有する事業者を活用し、実効性の高い現地商談を実施する。このことにより、ものづくり企業の海外ビジネス拡大への布石を打ち、県関与による営業成果の向上並び地域経済の活性化を図る。

2 委託実施団体

海外企業とのビジネスマッチングの実績を有し、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者へ委託し実施することとする。

3 委託事業の内容

(1) 訪問型マッチング（県内企業4社程度）

(ア) 参加企業に対する商談前のコンサルティング

(イ) 商談先の候補となる現地企業のロングリスト作成

(ウ) 現地商談の設定（ロングリストの中から、参加企業が希望する現地企業と事前に web 面談を実施し、現地では1社あたり5件程度訪問することが望ましい）と各種支援（現地移動手段、通訳、資料の手配・作成支援（翻訳）等）。なお、訪問する時期は、県及び参加企業と調整すること。

(エ) 県と連携した商談後のフォローアップ（商談後、概ね一カ月程度を目安に現地企業へ再度アプローチを行い、その時点の交渉課題を明らかにし、状況を県へ報告すること）。

(オ) 参加企業ごとの課題に合わせたアフターフォロー（海外展開ロードマップ作成、現地再訪サポート等）。

(2) 経済交流ミッションに向けた県及び企業連携によるセミナー等の開催支援

(ア) セミナー開催に伴う各種手配（会場（タミルナドゥ州・チェンナイ市内を想定）、通訳等）及びプログラムの提案（現地経済団体との連携等）

(イ) 県内企業が講演する資料の翻訳

(ウ) 当日の運営に係る支援（会場設営、集客等）

4 留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。

(2) 県や産業支援機関等が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。

(3) 商談会参加企業の募集、コンサルティング、個別商談、フォローアップの実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。

(4) 参加企業と円滑なコミュニケーションをとれる連絡体制の構築に努め、ミスコミュニケーションが発生しないように綿密に報告、連絡、相談を行うこと。

(5) 参加企業の商談実績等の経過把握に努めること。

5 事業の目標

- (1) 概ね4社程度を事業の支援対象とし、確度の高い商談を実施するための現地渡航を前提とした商談機会を提供するものとする（訪問商談5件程度を提供）。
- (2) 個別商談においては、原則として現地企業の取引に係る決定権を有する者との商談機会を提供するものとする。
- (3) 参加企業1社当たり2件以上の今後有望な引き合いを生む効果的な商談を実施するものとする。